

男女共同参画会議について

○内閣府に設置

「重要政策に関する会議」の一つ

○所掌事務

- (1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見。
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議。
- (3) (1)、(2)に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見。
- (4) 以下に掲げる事項の処理
 - ① 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - ② 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
 - ③ 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見

○構成

- (1) 議長(内閣官房長官)
- (2) 議員
 - ① 各省大臣等(内閣総理大臣の指定する国务大臣)
⇒12名(各省大臣、防衛庁長官、国家公安委員長)
 - ② 学識経験者(内閣総理大臣が任命)
⇒12名
- (3) 専門委員・専門調査会
 - ① 専門委員
専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命。
 - ② 専門調査会
会議の議決により設置、議長の指名する議員・専門委員が属する。

男女共同参画会議議員名簿

平成 1 4 年 2 月 8 日現在

議長	福田 康夫	内閣官房長官
議員	片山 虎之助	総務大臣
同	森山 真弓	法務大臣
同	川口 順子	外務大臣
同	塩川 正十郎	財務大臣
同	遠山 敦子	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	武部 勤	農林水産大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	扇 千景	国土交通大臣
同	大木 浩	環境大臣
同	中谷 元	防衛庁長官
同	村井 仁	国家公安委員会委員長
同	猪口 邦子	上智大学教授
同	岩男 壽美子	武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授
同	神田 道子	東洋大学長
同	小島 明	日本経済新聞社常務取締役・論説主幹兼国際担当
同	佐々木 誠造	青森市長
同	住田 裕子	弁護士
同	橘木 俊詔	京都大学経済研究所教授
同	林 誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
同	原 ひろ子	放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
同	福原 義春	(株)資生堂名誉会長
同	古橋 源六郎	(財)ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	山口 みつ子	(財)市川房枝記念会常務理事

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成13年 4 月20日現在

(50音順、敬称略)

大津 恵子	女性の家H E L P ディレクター
奥山 明良	成城大学教授
戒能 民江	お茶の水女子大学教授
垣見 隆	弁護士
北村 邦夫	(社)日本家族計画協会クリニック所長
小谷 直道	読売新聞社特別編集委員
小西 聖子	武蔵野女子大学教授
佐々木 誠造	青森市長
島野 穹子	つくば国際大学教授
住田 裕子	弁護士
林 陽子	弁護士
○ 原 ひろ子	放送大学教授
前田 雅英	東京都立大学教授
水野 紀子	東北大学教授
若林 昌子	明治大学教授

(印：会長 ○印：会長代理)

女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則

平成13年 4 月20日
女性に対する暴力に
関する専門調査会

（調査会の運営）

第1条 女性に対する暴力に関する専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第2条 調査会は、会長が招集する。

（委員の欠席）

第3条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（議事要旨）

第5条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第6条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後これを公表する。

（会長代理）

第7条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

男女共同参画会議 開催状況

1 総会

第 1 回 平成 1 3 年 1 月 2 3 日（火）

- 男女共同参画会議運営規則
- 男女共同参画会議の今後の審議方針について
- 仕事と子育ての両立支援策について

第 2 回 平成 1 3 年 4 月 3 日（火）

- 男女共同参画会議運営規則の一部改正について
- 男女共同参画会議の今後の審議方針について
- 仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会の検討状況について

第 3 回 平成 1 3 年 6 月 1 9 日（火）

- 仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会の最終報告について
- 各専門調査会の今後の検討方針について

第 4 回 平成 1 3 年 1 0 月 3 日（水）

- 各専門調査会からの報告について
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について
- ・ 男女共同参画会議における監視の実施方針及び平成 1 3 年度の活動方針について
- ・ その他の専門調査会の検討状況について

第 5 回 平成 1 4 年 1 月 1 8 日（金）

- 選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめについて
- 各専門調査会の検討状況及び今後の進め方について

2 女性に対する暴力に関する専門調査会

第1回 平成13年 4月20日(金)

- 女性に対する暴力への取組について
- ・ 男女共同参画基本計画における取組について【内閣府】
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律について【内閣府】
- 女性に対する暴力に関する専門調査会の今後の進め方について【内閣府】

第2回 平成13年 5月21日(月)

- 女性に対する暴力に関するヒアリング
- ・ 一時保護の現状と問題について
【金子良江 東京都女性相談センター所長】
- ・ 民間における活動の現状について
【大津恵子 女性の家HELPディレクター】

第3回 平成13年 6月22日(金)

- 女性に対する暴力に関するヒアリング
- ・ 婦人保護の現状と問題について
【西宮幸治 全国婦人保護施設等連絡協議会会長】
- 法律施行に向けての取組等について【内閣府、法務省】
- 討議

第4回 平成13年 7月23日(月)

- 法律施行に向けての取組等について
【警察庁、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所】
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についての意見募集の結果について【内閣府】
- 討議

第5回 平成13年 8月30日(木)

- 法律施行に向けての意見(案)について

第6回 平成13年 9月13日(木)

- 法律施行に向けての意見(案)について

第7回 平成13年10月31日（水）

- 今後の進め方について
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行について【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

第8回 平成13年11月16日（水）

- 調査研究の進め方について
- ・ ヒアリング【内閣府、法務省】
- ・ 厚生科学研究費補助金による研究事業について
【小西聖子 武蔵野女子大学教授】
- ・ 討議

第9回 平成13年12月19日（水）

- 民間団体に対する援助の在り方について
- ・ 社会福祉事業に対する公費支出と憲法89条後段
【堀 勝洋 上智大学法学部教授】
- ・ 民間シェルターに必要な支援について
【平川和子 F T Cシェルター代表】
- ・ 民間シェルターが抱える問題に関する調査結果について【内閣府】
- ・ 討議

第10回 平成14年1月18日（金）

- 検討結果の取りまとめ（案）について
- 配偶者暴力相談支援センターの準備状況について【内閣府】

第11回 平成14年2月22日（金）

- 検討結果の取りまとめ（案）について
- 今後の進め方について